

1.あらゆる世代の場づくり

○多様な人々のための居場所について

・人と人がつながっていた関係性が新型コロナウイルス感染症対策の自粛要請によって分断、孤立化がすすみ、多様な世代の心身に影響が出始めている。コミュニティづくりとして、多様な人々の目的にそった居場所をつくること。さらにより多くの場づくりができるよう、活動団体などに補助金などの支援を検討すること。

- ・児童館は乳幼児および保護者、小学生、中高生それぞれの居場所として充実を図ること。
- ・15歳から49歳を対象とした若者の居場所を広く知らせること。さらに増設すること。予約制ではなく、幅広く利用できる場をつくること。

○テレワーク用のシェアオフィス、コワーキングスペースなど場の提供について

・コロナ禍により国の主導で在宅ワークが推進されたが、世帯によっては自宅内での在宅ワークの場の確保が困難である。今後のウイズコロナとして2021年度の都の事業を参考にしつつ、区内にシェアオフィスやコワーキングスペースの場づくりを区としても取り組むと同時に民間企業などが設置しやすいように支援をすることを求める。

○公園の設置や整備について

- ・公園は、それぞれの世代が憩いの場、遊びの場、運動の場として使えるように、増設すること。特に、子どもたちがボールを使える場所・公園の増設を要望する。
- ・水遊びが出来る公園や都立公園以外で自然を残した川遊びスポットの整備を要望する。

2.気候変動・環境・まちづくり

○気候危機と再生可能エネルギーについて

・地球規模の気候危機は待ったなしである。環境都市練馬区として「日々の地道な改善の積み重ね」に留まらず、区民とともに『ストップ！気候危機』を掲げて気候非常事態宣言をおこなうこと。

・国のエネルギー政策は国民の命に関わる重大な問題であり、地方自治体として電源構成に対し意見を言う責任がある。原子力ゼロ、石炭火力は2030年にはゼロ、再生可能エネルギーを2050年には100%にするよう求めること。

・区立施設の電力調達はCO2排出量に配慮した再生可能エネルギー100%の事業者を選び、環境都市としての姿勢を示すこと。

・練馬区エネルギービジョンに脱原発・脱火力・再生可能エネルギー100%によるエネルギー自立都市をめざすことを掲げること。

・より多くの区民が再生可能エネルギー導入に取り組めるよう支援し、ソーラーパネル・充電器設置補助金の予算を増額すること。

○みどりの保全を学校の敷地に

- ・みどり豊かな中で自然教育ができるように、学校の敷地内により多くの樹木を配置すること。

○プラスチックごみ削減について

・区役所内のプラスチック削減を加速し、庁舎内および区立施設での自動販売機からペットボトル飲料をなくすこと。自動販売機の設置自体を減らし、マイボトル対応の給水機を増設すること。

・街中の自動販売機の容器回収箱について、溢れさせないよう業者に適正管理させるとともに、近隣住民・子どもたちの協力を得てポイ捨て禁止のポスターや表示版を掲げること。

・便利な生活を支えてきたプラスチックだが、汚染は海洋にとどまらず人体にも及ぶことが危惧されている。区民とともに脱プラ生活の知恵を出し合い行動する脱プラキャンペーンを、区内4カ所のリサイクルセンターを拠点にして全区的に実施すること。

・コロナ禍の巣ごもり需要でテイクアウトや出前が増加、プラスチック容器が増えた。業者に対して使い捨てにならないよう、リユース食器や容器持参の活用を積極的によびかけること。また、世界的にすべての包装材に対する拡大生産者責任の導入が進んでいる。使い捨てプラスチックの年間使用

量が世界第二位の日本だからこそ、国に対して拡大生産者責任の徹底を強く求めること。

- ・練馬区にある2つの清掃工場は、プラスチックごみの混入率が増加している。焼却に及ぼす影響について炉の故障や事故、排出ガスの変化等を明らかにすること。焼却により発生するCO₂が異常気象を加速させていることや熱利用はリサイクルではないことも明らかにすること。

○放射線などの影響について

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年たつが、収束の道筋は見えていない。メルトダウンによるデブリからは致死量の放射線が今も出続けている。区内12カ所の放射線量測定を継続し、子どもを含めた区民とともに、原発災害や放射能被害の実態を学ぶ講座を実施すること。

- ・放射線等の影響が懸念される事態が生じた場合は、相談や情報提供など必要な対応をどのように行うのか。ヨウ素の準備や避難計画など平時から備え、公表すること。

- ・食品の放射能汚染は現在も続いている。除染出来ない山林のきのこや山菜などの他、除去土壌の再生利用もあり得る。区立施設の給食食材の放射性物質検査を区独自でも行うこと。

○電磁波について

- ・5G基地局が広がっている。さらに強い電磁波が人体におよぼす影響について懸念する区民も多い。区民の健康を守る予防原則の立場で、規制値の見直しを求めること。

○水資源について

- ・練馬区の地下水から人体に有害な有機フッ素化合物が検出されたとの報道があった。どこの地下水か、どの程度の汚染か、原因・対策などについて区民に情報提供すること。

○香害について

- ・洗剤、柔軟剤、消臭剤などによる香りの成分は、学校をはじめ生活のあらゆる場面で化学物質過敏症の人にとって問題になっていることを社会全体に周知するために、国が2021年8月に作成した5省庁連名の「香害」啓発ポスターを活用すること。

- ・体の未成熟な子どもへの影響を考えて保育園や幼稚園、子育てのひろば、こども発達支援センター、保健相談所等で周知・啓発を徹底するように促すこと。

- ・区立小中学校の児童・生徒へは学校任せに終わらず、学童保育などの校内機関、学校教育支援センターなどの機関においても周知するように働きかけること。

- ・保育や教育現場での化学物質の使用について、予防原則に基づいた指針を作成すること。

- ・区作成の啓発リーフレットは国作成のポスターと同じく、健康被害の実態を啓発するには不十分。当事者の意見を聞き、内容を見直すこと。

○公共施設の手洗い用洗浄剤、消毒剤について

- ・手洗い・消毒をする機会が増えている中、区の保育園・幼稚園・小学校・中学校・その他各施設において「PRTR制度で指定されている有害化学物質」「薬事法で『アレルギー等の皮膚障害を起こすおそれのある物質』として表示するよう指定された成分（医薬部外品の表示指定成分、化粧品の旧指定成分）」「合成香料や蛍光増白剤」を排除した洗浄剤を使用すること。

- ・新型コロナウイルス感染防止のための消毒剤使用による、頭痛や呼吸困難、皮膚への過敏症状など、健康被害の実態があることを教職員で共有することが必要である。

- ・消毒剤を使用しないで、石けんや流水の手洗いでも有効であることを子どもたちに伝えるなど、症状の出る児童生徒に対して配慮し、適切に対応すること。

○自然災害の対策について

- ・気候変動の影響により、異常気象で地震以外にも自然災害が多発している。日頃から防災・減災について女性の視点で取り組み、被災時の困難や痛みを共感した支援が必要な方（災害弱者）に届くしくみづくりが必要である。

- ・避難拠点の避難者と在宅避難者で、物資・情報などの支援に差が出ることがないように、日ごろから関係機関や関係者に意識づけるための研修をさらにすすめること。また、民間機関や関係機関とのネットワークづくりに積極的に取り組み、避難難民を出さないためにワーキングチームの場をつくる

こと。

- ・避難行動要支援者名簿の人数に見合う支援の構築、例えば名簿登録者と支援をする人、福祉施設を一つのチームで連携できるように実践的にすすめること。
- ・感染者対策として、コンテナ型、トレーラー型施設の活用を検討すること。
- ・貯水槽、備蓄倉庫、トイレなど災害時の資源の設置のため、一定の面積のある広場・公園を増設すること。
- ・子育て世帯、高齢者世帯、介護をする人がいる世帯、障がい者がいる世帯などが避難所で他の避難者に気遣いをさせないために尊厳を守り、人権が保障される避難の在り方をさらに広めること。
- ・被災後の復旧、復興の際、情報の格差による生活再建の遅れがでないよう高齢者など情報が届きにくい人に対応できる体制をつくること。
- ・災害時の外国人への対応について、避難拠点では、なるべく文字を使わないでイラストや図で必要なものや行動が分かるように示すなどのノウハウを、避難拠点運営連絡会に関わる人たちに提供して配慮すること。
- ・区共通の防災備蓄品として障がい者への情報提供のための指示板パネルなども用意すること。
- ・改築時に限らず小中学校や公共施設には雨水タンクを設置し、環境、防災の両面から活用すること。環境に配慮した設備があることを継続的に子どもや保護者、教職員、地域に知らせること。

○都市農業について

- ・都市農業を推進する練馬区として、近隣への影響に配慮したソーラーシェアリングの導入に向けて農家とともに検討すること。

○羽田空港新ルートについて

- ・多くの住民の反対を押し切って、羽田空港新ルート飛行が始まっている。ひっきりなしの騒音や安全性への不安から区民の住環境は確実に悪化している。利便性、国際競争力のために当該住民の生活環境を犠牲にしてはいけない。区が守るべき住民の命と暮らしのために国に対して見直しを求めること。

○都市計画道路

- ・半世紀以上前に計画された都市計画道路は、必要性から住民とともに見直すこと。

3. 自分らしく生きる力を育む教育、子育て

○学校の ICT 化について

- ・「すべての児童生徒の学ぶ権利」を保障するために、オンライン授業の必要性は認めるが、児童生徒の視力、姿勢、電磁波による身体への影響など課題もある。十分な検証と教員の体制を整えること。基本的には直接の対話ができる学校生活を第一に考えること。
- ・オンライン授業についてはコロナ対策だけではなく、不登校の子どもたちも一緒に授業に参加できるよう日常的な活用を図ること。
- ・全児童生徒に配布されたタブレットの扱いについて、学校やクラスによって差が出たり、教員の指導の差で学習に影響しないよう ICT 支援員など必要なサポートの充実を図ること。
- ・タブレットについて、低学年の学校保管を要請していると聞いたが、現在は充電設備もなく、個人管理が原則ということで小学校3年生でも依然毎日ランドセルに入れて登校している状態である。鍵付きロッカーや充電設備など学校保管ができる設備を各校に配置すること。

○性教育、自己肯定感を高める教育の充実について

- ・ICT の活用により助産師や保健師、産婦人科医などの専門職、または民間団体を招いての性教育の授業を実施するハードルは下がりつつある。東京都の指定を受けた「性教育の授業」実施モデル校だけでなくすべての学校の児童生徒が、多様性を認め自尊感情を高める教育を受けられるよう各校にはたらきかけること。

○緊急事態宣言下での学校教育について

・緊急事態宣言下における授業は、これまでの半日登校や昨年の一斉休校が子どもの学びや生活、登校・不登校などにどのように影響したか検証すること。また、感染症の流行が懸念される今後に備えて、区立小中全校でオンライン授業の質を高める研修をおこなうなど、学びをとめない学校づくりをすすめること。

○教育、保育の現場の運営について

・教育委員会は、男女混合名簿の導入後も、男女平等、性的マイノリティに配慮した学校運営につながるよう区立小中学校にはたらきかけ、人権問題として学校環境を見直すこと。

・男女混合名簿の導入意義や人権問題としての取り組みを、児童生徒や保護者、学校関係者に広く伝え、啓発すること。さらに、教職員の労働環境も含め男女差別の解消に取り組むこと。

・現在の通常学級に在籍しながら特別支援教室に通うのでは、分けることになる。「分けない教育」をすすめるために、障がいのある子どもに配慮した支援や指導を通常学級内でおこなうこと。そのために教員の増員や環境整備をすること。

・新設したねりっこプラスは、ねりっこ学童の待機児童がねりっこひろばで 5 時まで過ごした後の 1 時間のみ学童保育を受けられる、というぶつ切りの保育であり、給食後帰宅するまで補食の時間もなく、子どもにとって良い環境とは言えない。放課後の保育を必要としているすべての児童への切れ目のない保育を求める。

・ねりっこクラブの早期全校実施は、ひろば事業を担っている地域協力者や保護者の理解を得ながら丁寧にする。校内学童クラブの設置がすすんでも児童館併設の学童クラブは廃止しないこと。

・すべての学童クラブで、障がい児や医療的ケア児の受け入れができる体制を整備すること。

・「特別の教科 道徳」の授業を見直すよう国に求めること。

・学校教育において「日の丸」「君が代」の歴史的な背景を指導すること、また、画一的な愛国心の指導につながる式典での国旗に対する礼や国歌斉唱を強制しないこと。

○学校給食について

・引き続き学校給食への練馬産農産物導入のために、利用日数が少ない学校に具体的なはたらきかけをおこない、できるかぎり多くの農産物を活用できるよう支援すること。

・学校給食を有機無農薬食材にするよう検討すること。

○学びの場での人的支援について

・学校生活支援員については、補助が必要と判断されている児童生徒への対応だけでなく、学級全体で落ち着かない時の増員など、会計年度任用職員の枠にとらわれず、臨機応変・柔軟に対応すること。また、状況や障がいの特性に応じた対応ができるよう、研修やケース検討会議といった情報共有のしくみづくりを求める。学校・保護者からの配置要望に添えないということがないよう、さらなる人員確保に努めること。

・児童・生徒の読書活動や授業の支援を目的に配置する学校図書館支援員は、学校および教員との連携が不可欠。委託事業ではなく常勤職員を直接雇用すること。

・区立図書館への指定管理者制度導入は見直し、図書館専門員は常勤職員として直接雇用すること。また、図書館専門員に会計年度任用職員となったことの課題について意見を聞く場をつくること。

○保育の現場の運営について

・保育を必要とするすべての子どもが、0 歳から就学前まで切れ目のない保育が受けられる認可保育所を増設すること。また、兄弟姉妹が同じ保育園に通えるよう、すでに他自治体では行われている「保育指数における兄弟加点」の設置を求める。

・区立保育園は 2020 年度からの委託計画を見直し、委託・民営化をすすめないこと。引き続き保育士の処遇改善に努め、立ち入り調査を抜き打ちで行いチェックすること。

・認可保育所となった家庭的保育の現場の声を聞き、必要な支援をおこなうこと。

- ・待機児童の解消施策・こども園の増設などで共働き世帯などの多様な保育ニーズへの対応は進んだ一方、幼稚園は3年保育が主流の現在においても、区立園はいまだ2年保育であることがネックとなり、介助支援が必要でない子どもの園選びの候補にも挙がらない状況が続いている。区立幼稚園の3年保育化について早急に進め、園児の総数を増やすことでインクルーシブ保育の実現を目指すことを要望する。

- ・障がい児や医療的ケア児の受入れや転園の受け皿など、区立幼稚園の必要性を踏まえ、運営を継続すること。

- ・CAP ワークショップなどの実施団体が保育園、小学校に情報提供できるようにすること。

○子どものこころ、いじめ、DV、虐待の対応について

- ・DV、虐待など家族関係の悪化による子どものSOSを早期発見し、関係機関と連携して対応すること。

- ・スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員と連携して、要支援家庭の状況把握と支援を強化すること。

- ・スクールソーシャルワーカーへの相談は学校を通してではなく、直接相談員と話せるよう体制を見直すこと。会計年度任用職員となり、活動環境に課題がないか意見交換し、把握すること。

- ・相談を待つのではなく、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員の学校巡回による児童生徒のメンタルケアを強化すること。

- ・スクールロイヤーはいじめの問題に関わるとのことだが、子どもを取り巻くすべての問題に取り組む体制にすること。

- ・一時保護が必要な場合、子ども・保護者それぞれへのきめ細かな対応をすること。

- ・自治体間の申し送り不十分などで虐待事件が発生した事例を踏まえ、区外からの転入、転出に伴う申し送りなどが充分行えるように職員配置を増やすこと。

- ・子ども家庭支援センターなど、コロナ感染症拡大により増えている相談・支援体制を強化すること。

- ・虐待対応拠点の体制強化がすすめられているが、配偶者暴力センターや福祉部など他機関との情報共有で連携をさらに強化すること。

○生活困窮と教育について

- ・生活保護基準の引き下げにともない、就学費援助の準要保護世帯の基準を1.2から1.5に引き上げること。

- ・保護者の失業などにより生活が急変した家庭の把握と関係機関との連携による支援をすること。

○子どもの権利について

- ・子ども自身はもちろん、おとなも「子どもの権利」を理解できるような環境づくりを積極的にすすめること。「子どもの意見表明」や「子ども参加」を意識した環境づくりに取り組むこと。

- ・子どもにとっての最善の利益を最優先に考えるためにも、練馬区子どもの権利条例を制定すること。制定にあたっては、子どもに関わる機関や団体とともにどうあったら良いか知恵を出し合うこと。

- ・子どものSOSを受けとめ、人権擁護、救済のために調査権・勧告権をもつ子どもの人権オンブズパーソンを設置すること。

- ・練馬区にも子どもの権利を保障する児童相談所を設置すること。区立の児童相談所の設置について、必要性や課題について教育委員会や関係機関と十分な協議をすること。課題があるなら解決に向けて、子どもに関わる市民団体と連携して検討委員会を設置すること。

4.健康・福祉・介護

○ケアラー支援について

- ・介護者支援には、厚労省の「市町村地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」を活用し、介護者の身心状態などを把握する仕組みづくりをおこなうこと。地域包括支援センターにより、介護者本人を含む、地域での介護者への理解をすすめること。

- ・社会全体での支援できるように、ヤングケアラーも対象者とする「ケアラー支援条例」を制定すること。
- ・子どもたち自身が「ヤングケアラー」であることを認識し、相談できるように学校内にポスター掲示するなど啓発に取り組むこと。

○高齢者の介護保険、医療保険とマイナンバー制度について

- ・「高齢者みんな健康プロジェクト」では、国保のデータベースを活用するなど個人情報がどのように使われるのか、また、介護保険・国保・後期高齢者医療制度の会計がそれぞれどのように使われるのか財源区分が不明である。税金・保険料を納める区民が理解できるように、区報に掲載するなどわかりやすく説明すること。医療保険とマイナンバーを連動するようになると言われているが、マイナンバー制度との関連も丁寧に説明すること。
- ・現在の介護保険制度は、高齢者の在宅生活を十分に保障することができない。「高齢者みんな健康プロジェクト」は、介護予防活動に参加していない高齢者に対して、取り組むきっかけづくりをするところである。介護予防だけが社会とのつながりではなく、本来であれば、「高齢者の保健事業」として実施されるべきものが、高齢者を対象とする事業を介護保険から支出するため、制度を歪ませていると考える。「高齢者みんな健康プロジェクト」の経費は、一般財源より負担すること。
- ・介護保険制度の変遷は、「持続可能な制度」を理由に受給する権利が損なわれる一方である。税金と保険料を納めている区民が自分事として関心を寄せ、高齢者福祉を考え、意見を出すためにも、区は財源を明確にしてわかりやすく説明する責任を果たすこと。

○非正規雇用の介護離職について

- ・育児・介護休業法で十分に保障されない「非正規雇用者」が増えている。非正規雇用者への「介護離職ゼロ」の取り組みについて、区の考えを示すこと。

○新型コロナウイルスの影響、障がい者の就労について

- ・新型コロナの影響でメンタルに不調を訴える方が増え、コロナ患者への対応も多忙で保健所職員にとって負担が増している。保健所職員の増員を国、東京都へ求めること。
- ・新型コロナウイルス感染拡大が、雇用状況を悪化させたことは明らかである。コロナ禍での障がい者への雇止め・解雇の状況はどうだったのか。区として、新型コロナウイルス感染症と障がい者の就労について、現状や今後の取り組みを示すこと。

○ワクチンについて

- ・ワクチン接種の強要、未接種者に対する不利益な取扱いなど、ワクチン接種に関する差別がおこなわれることのないように周知すること。
- ・すべてのワクチンの副反応については、厚労省の検討部会での資料を区の HP に貼るなど自治体として情報提供をおこなうこと。
- ・子宮頸がんワクチン(HPV ワクチン)については、区の HP にある 2018 年発行の厚労省リーフレットでは、以前のリーフレットにあった「子宮頸がんワクチンは、がんそのものを予防する効果は証明されていない」との文言が削除され、副反応被害の実態についての記載も十分ではないので訂正すること。
- ・子宮頸がんワクチンの接種については、現在全国の副反応被害者は治療法も確立されずに苦しみ、国と製薬会社への裁判を継続している。区として接種の積極的勧奨を再開しないこと。